

【2. 保護者等の収入の状況について】

保護者等の 月 1 日時点における状況は以下のとおりです。（ 欄は申請・届出を行う月を記入）

（1）就学支援金の支給時期の区分（該当するものを選択。）

（1）就学支援金の支給時期の区分（該当するものを選択。）

☐	4 月～6 月（前年度の課税証明書等）	☐	7 月～6 月（当該年度の課税証明書等）
--------------------------	---------------------	--------------------------	----------------------

（2）次の者の課税証明書等を提出します。（①から⑤までのいずれかに印を付けてください。）

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
		☐ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市長村民税が課税されていない場合
③	☐	未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
		☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

（3）次の理由により、課税証明書等を提出しません。（①又は②のいずれかに印を付けてください。）

①	☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
②	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

（4）課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄（（3）の場合は記載不要。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

【3. 確認事項】

高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

（記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。）

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）